

デパートけんぽ

ご家庭にお持ち帰りください。ご家族の方もお読みください。

4 2022
No.270

令和4年度 保健事業特集



生活習慣の見直しや健診受診などで 健康づくりに取り組みいただき、 医療費節減にご協力ください

健保組合の重要な事業には、みなさまの医療費の支払いと、高齢者の医療費に対する拠出として「納付金」負担があり、とりわけ納付金は健保組合の運営に重くのしかかっています。現在、日本では高齢化が急速に進行しており、さらに今年から団塊世代が後期高齢者（75歳以上）に到達し始めることで高齢者の医療費が急増する「2022年危機」を迎えることになりました。このようななか、当健保組合は令和4年度の予算編成を行いました。

36億円の経常赤字を見込む 厳しい予算編成に

新型コロナウイルスの流行は第6波を迎えるなど、なかなか収束の兆しが見られません。それに伴い国内経済も停滞しており、長引くコロナ禍が健保組合財政にどのような影響を与えるのか、先行き不透明な状況にあります。

そのようななか、コロナ禍による受診控えの反動からか、みなさまの医療費や各種給付金として使われる保険給付費は著しい増加傾向

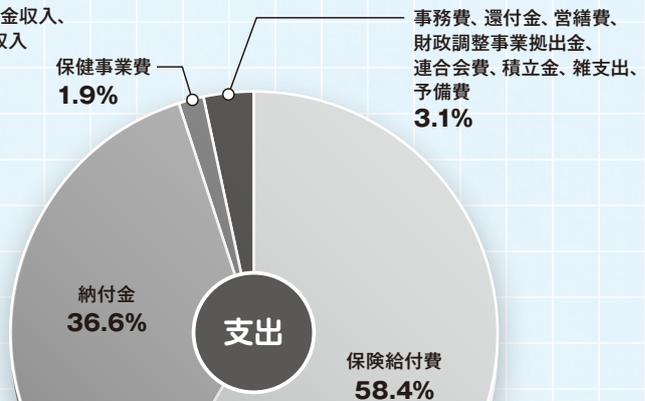
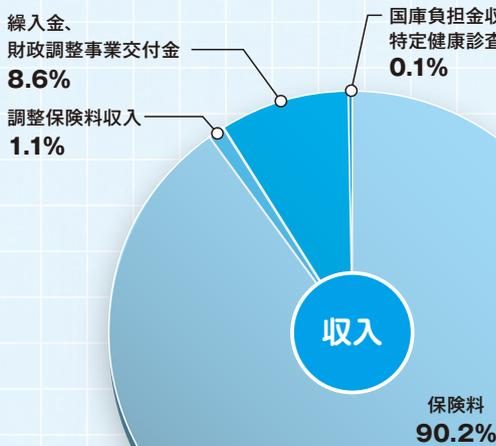
向にあります。このような状況を踏まえ、当健保組合は令和4年度の予算を編成しました。総額457億円を計上しましたが、経常収入は413億円、経常支出は449億円となり、36億円の赤字を見込んでいます。

みなさまへの健康づくり サポートは前年度維持

収入では、健康保険料率を前年度と同じ千分の102とし、みなさまと事業主から納めていただく保険料を前年度比7億円増の412億円としています。ただし、保険料だけでは支出分に対して不足しているため、準備金から35億円を繰り入れることで対応します。

支出に関して、保険給付費については、前年度比18億円増の267億円、高齢者医療制度への納付金は同比2億円増の167億円を見込みました。納付金は保険料の4割を占めています。前述の「2022年危機」の影響で、今後さらなる負担の増加が懸念されます。このほか、みなさまの健康づくりにあてる保健事業費は、前年度同様に8億円を計上し、みなさまの健康増進をサポートする事業を展開してまいります。

割合で見る 令和4年度予算 一般勘定



令和4年度 収入支出予算概要表

(四捨五入のため一部合計の合わない箇所があります)

一般勘定

収入 (健康保険料率102%)

科目	予算額(千円)	1人当たり額(円)
保険料	41,184,521	326,861
国庫負担金収入・他	25,273	201
調整保険料収入	490,591	3,894
繰入金	3,498,731	27,768
国庫補助金収入	8,127	65
特定健康診査等事業収入	310	2
財政調整事業交付金	450,001	3,571
雑収入	17,120	136
合計	45,674,674	362,497
経常収入合計	41,295,344	327,741

支出

科目	予算額(千円)	1人当たり額(円)
事務費	552,245	4,383
保険給付費	26,679,098	211,739
法定給付費	26,549,444	210,710
付加給付費	129,654	1,029
納付金	16,715,741	132,665
前期高齢者納付金	7,281,053	57,786
後期高齢者支援金	9,434,390	74,876
病床転換支援金	35	—
退職者給付拠出金	263	2
保健事業費	846,193	6,716
還付金	1,520	12
営繕費	1,000	8
財政調整事業拠出金	490,591	3,894
連合会費	26,284	209
積立金	60,000	476
雑支出	2,002	16
予備費	300,000	2,381
合計	45,674,674	362,497
経常支出合計	44,883,062	356,215

介護勘定

収入 (介護保険料率19%)

科目	予算額(千円)	1人当たり額(円)*
介護保険収入	4,514,400	62,700
雑収入	2	—
合計	4,514,402	62,700

支出

科目	予算額(千円)	1人当たり額(円)*
介護納付金	4,428,592	61,508
介護保険料還付金	300	4
予備費	85,510	1,188
合計	4,514,402	62,700

*介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額

令和4年度

予算のポイント

1 医療費支出等の増加が赤字の原因に

健保組合の収入の柱となる保険料は、前年度より増加を見込んでいますが、医療機関への「受診控え」の落ち着きや社会保険の適用拡大による保険給付費の増加、また過重な納付金負担により経常収支で赤字に。

2 日ごろの健康づくりが医療費節減につながります

できるだけ保険給付費を抑えるには、「病気にかからないからだ」をつくることです。日ごろから健康を意識して生活していただくとともに、大きな病気を未然に防ぐために年に一度は健診を受けていただくなど、積極的に当健保組合の保健事業をご利用ください。



以上の結果、保険給付費と納付金の二大支出だけで保険料を上回ることになり、財政状況は厳しさを増しています。今年10月には、従業員数101人以上(現行501人以上)の規模の事業所における短時間労働者が社会保険の適用拡大の対象となります。わたしたちに新たな仲間が加わることとなる一方、施行後は保険給付費の増加も見込まれ、財政にも影響が及ぶことが予測されます。みなさまには、日ごろから食事・運動・休養のバランスをとり、医療費節減にご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、令和4年度の介護保険については、当健保組合が国に納める介護納付金は44億円となりました。これをもとに介護保険料率を算出し、前年度と同じ千分の19(事業主・被保険者折半負担)を維持することといたしました。

令和4年度当健保組合の保健事業のご案内

健やかな毎日のためにみなさまをサポート!

みなさまにいつまでも元気にお過ごしいただくために、当健保組合は各種健診や体力づくり、保養、健康情報の提供などのさまざまな健康づくりのサポートを行います。バリエーションに富んだ、充実のサポート内容です。どうぞご利用ください。

デパート健保



健康推進キャラクター
でぽと

疾病予防事業

事業名称		事業内容	掲載ページ	
被保険者・任意継続被保険者	特定健康診査 (特定健診)	40歳～74歳の方全員が対象の、メタボリックシンドロームの予防を目的とした、国により定められた健診です。	6	
	人間ドック	40歳以上で3歳刻みの方が対象の、健診機関や健診車において行うドック健診です。 (40歳以上の方は、生活習慣病予防健診とどちらかを選べます)	6	
	生活習慣病予防健診	35・37歳と40歳以上で3歳刻みの方が対象の、生活習慣病予防を目的とした健診です。	6	
	特定保健指導	特定健康診査を受け、国の基準で対象者と判定された方に対し、保健師等がアドバイスを行います。	6	
	脳検査	40歳以上で6歳刻みの方が対象の、健診機関で行う脳検査です。	7	
	オプション 婦人科検査	乳房検査 子宮検査	人間ドックまたは生活習慣病予防健診のオプション検査です。	7
	健康表彰	一定の条件を満たした方を表彰し、記念品を贈呈します。	7	
	歯科事業	歯科ケアセットを用いたセルフケアのサポートです。	7	
被扶養者	特定健康診査 (特定健診)	40歳～74歳の方全員が対象の、メタボリックシンドロームの予防を目的とした、国により定められた健診です。	10	
	婦人生活習慣病予防健診	61歳～74歳の女性被扶養者を対象とした生活習慣病予防の健診です。	10	
	被扶養者 (男性) 人間ドック	61歳～73歳までの3歳刻みの男性被扶養者を対象とした人間ドックです。	10	
	特定保健指導	特定健康診査を受け、国の基準で対象者と判定された方に対し、保健師等がアドバイスを行います。	10	
共通	インフルエンザ予防接種の費用補助	東振協と共同で行うインフルエンザ予防接種事業、または、任意の医療機関でインフルエンザ予防接種を受けた場合に、費用補助を行います。	8	
	禁煙支援補助金	保険医療機関の禁煙外来を利用した方に対し、費用補助を行います。	8	
	健康教室	前期高齢者健康教室など、みなさまのニーズに合わせた健康教育教室です。	8	
	メンタルヘルスカウンセリング	電話や面談で、心の悩みや不安を無料で相談できます。	8	

健康づくり事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
共通	健康管理アプリ 『グッピーヘルスケア』	食事や禁煙、エクササイズなどの情報の閲覧や記録がつけられる、スマホの健康管理アプリです。	8
	スポーツクラブ・ルネサンス	「スポーツクラブ・ルネサンス」を、お得な料金で利用できます。	9
	東京ディズニーリゾート®・コーポレートプログラム利用券の配布	「東京ディズニーリゾート」を、お得な料金で利用できます。次回は令和5年度分の配布になります。	9
	育児指導書の配布	お子さんが誕生した被保険者および任意継続被保険者に育児指導書を1年間配布します。	9



リフレッシュ事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
共通	契約保養所・日帰りバスツアー	一般契約保養所、JTB、H.I.S.、読売旅行、健康保険組合共同利用保養所を利用した場合に、当健保組合が費用補助を行います。 また、インターネット上で予約・支払いの手続きができるサービス「インターネット契約保養所システム たびゲーター」も提供します。 このほか、読売旅行が取り扱う日帰りバスツアーを利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。	9



事業所向け事業

	事業名称	事業内容	掲載ページ
共通	健康教育事業補助金	健康教育の専門家による教室を事業所が開催した場合に、当健保組合が補助を行います。	11
	当健保組合主催の健康教室	当健保組合が主催となって、各事業所のニーズに合わせた各種教室を行います。	11
	事業主主催の健康教室等への保健師等の派遣	事業主が主催する各種健康教育について、当健保組合がサポートを行います。	11
	メンタルヘルス対策事業補助金	メンタルヘルスの研修を行う事業所に対し、費用補助を行います。	11
	重症化予防対策	生活習慣病等の重症化リスクが高い方に対し、手紙による受診勧奨や保健師による面談を行います。	11
	体育奨励事業補助金	事業所が主催する体力・健康づくりを目的とする各種行事について、当健保組合が費用補助を行います。	11
	健康経営	健康経営（健康企業宣言、健康経営優良法人認定制度）に取り組む事業所に対し、当健保組合がサポートします。	11

被保険者・任意継続被保険者向け事業

詳細はQRコード[®]で確認できます。



特定健康診査 (特定健診)

■対象者

40歳～74歳の方

■実施方法

事業主が実施する定期健康診断とともに、特定健診『標準的な質問票』（当健保組合が依頼を受けた事業所に配布）を回答された方、もしくは、当健保組合と契約

する人間ドックまたは生活習慣病予防健診を受診した方は、特定健診を受診したことになります。

※任意継続被保険者の実施方法は、10ページの被扶養者向けの特定健康診査と同様です。

■費用

無料（当健保組合が全額負担）

人間ドック

■対象者

表1の「人間ドック」欄の生年月日に該当する方

■申込方法

『令和4年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『各種健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出。『承認書』の交付を受けて受診します。

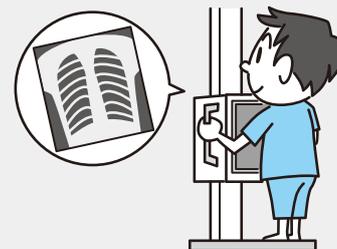
■申込期限

表2を参照

■費用

健診正規料金（税込）から1人1回3万円（上限）を控除した額

※健診料金は『令和4年度契約医療機関リスト』でご確認ください。



生活習慣病予防健診

■対象者

表1の「生活習慣病予防健診」欄の生年月日に該当する方

■申込方法

『令和4年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『各種健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出。『承認書』の交付を受けて受診します。

■申込期限

表2を参照

■費用

健診正規料金（税込）から1人1回1万4,000円（上限）を控除した額

※健診料金は『令和4年度契約医療機関リスト』でご確認ください。



特定保健指導

■対象者

40歳～74歳の被保険者

■実施方法

特定健康診査データをもとに特定保健指導対象者を抽出します。指導を受ける方法は、3通りあります。

①特定保健指導実施機関（送付される『特定保健指導利用券』を実施機関の窓口へ提出）

②事業所（対面、またはオンライン式。事業主を通して実施日時等を決定します）

③対象者が希望する場所（オンライン式。対象者が希望する日時・場所で実施）

■費用

無料（当健保組合が全額負担）

脳検査

■対象者

表1の「脳検査」欄の生年月日に該当する方
 ※脳検査単独または人間ドックおよび40歳以上の生活習慣病予防健診との併用で受診することが可能です。

■申込方法

『令和4年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『各種健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出。『承認書』の交付を受けて受診します。

■申込期限

表2を参照

■費用

健診正規料金（税込）から1人1回1万5,000円（上限）を控除した額

※単独または併用での実施につきましては、医療機関によって異なりますので、『令和4年度契約医療機関リスト』でご確認ください。



婦人科検査

乳房検査

■費用

検査正規料金（税込）から1人1回2,000円（上限）を控除した額

※人間ドック、または、生活習慣病予防健診のオプションとして受診する場合。
 ※乳房検査および子宮検査の検査料金につきましては、医療機関にお問い合わせください。

子宮検査

■費用

検査正規料金（税込）から1人1回2,000円（上限）を控除した額

健康表彰

特定健診の結果や受診状況等から健康状態である方に、健康表彰の授与として記念品を贈呈します。

歯科事業

当健保組合から歯科ケアセットを提供し、ご自身で歯のケアを実践いただけます。

■対象者

歯のセルフケアに興味をお持ちの方

■申込方法

指定のURLにアクセスしていただき、アンケートにお答えいただけます。
 その後歯科ケアセットが贈られますので、ご自身で歯のケアを行ってください。

■費用

無料
 ※機関誌・ホームページでご案内します。



表1 ●対象年齢

年齢	対象生年月日	人間ドック	生活習慣病 予防健診	脳検査
35歳	昭和62年4月1日～昭和63年3月31日	—	○	—
37歳	昭和60年4月1日～昭和61年3月31日	—	○	—
40歳	昭和57年4月1日～昭和58年3月31日	○	※40歳以降の左記対象生年月日の方は、人間ドックまたは、生活習慣病予防健診のどちらかの選択となります。	○
43歳	昭和54年4月1日～昭和55年3月31日			—
46歳	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日			○
49歳	昭和48年4月1日～昭和49年3月31日			—
52歳	昭和45年4月1日～昭和46年3月31日			○
55歳	昭和42年4月1日～昭和43年3月31日			—
58歳	昭和39年4月1日～昭和40年3月31日			○
61歳	昭和36年4月1日～昭和37年3月31日			—
64歳	昭和33年4月1日～昭和34年3月31日			○
67歳	昭和30年4月1日～昭和31年3月31日			—
70歳	昭和27年4月1日～昭和28年3月31日	○		
73歳	昭和24年4月1日～昭和25年3月31日	—		

表2 ●申込期限

健診日の 属する月	申込期限
令和4年5月	令和4年4月18日(月)
令和4年6月	令和4年5月18日(水)
令和4年7月	令和4年6月20日(月)
令和4年8月	令和4年7月19日(火)
令和4年9月	令和4年8月18日(木)
令和4年10月	令和4年9月20日(火)
令和4年11月	令和4年10月18日(火)
令和4年12月	令和4年11月18日(金)
令和5年1月	令和4年12月19日(月)
令和5年2月	令和5年1月18日(水)
令和5年3月	令和5年2月20日(月)
令和5年4月	令和5年3月20日(月)

※令和5年4月健診は、令和5年度実施事業となります。補助対象者は当健保組合ホームページ内の現在の各健診対象者となる生年月日とは異なりますので、ご注意ください。

加入者向け事業

詳細はQRコードで確認できます。



インフルエンザ予防接種の費用補助

東振協インフルエンザ予防接種共同事業

■対象者

被保険者・任意継続被保険者・被扶養者

■実施期間

10月1日から翌年3月末日

■補助金額

実施期間内 1人1回 1,000円

※接種費用については、すでに当健保組合補助金による補てんがされていますので、あらためて補助金申請の必要はありません。



任意の医療機関での接種

■対象者

被保険者・任意継続被保険者・被扶養者

■補助対象接種期間

10月1日から翌年3月末日。(実施期間以外の期間に受けたときは当健保組合が必要と認めた場合に限り補助あり)

■補助金額

実施期間内 1人1回 1,000円

禁煙支援補助金

■対象者

保険医療機関の禁煙外来を受診した被保険者・任意継続被保険者・被扶養者(2回以上受診した場合に限る)

■補助金額

実施期間内1人1回5,000円(上限)

※スマホ上で禁煙指導が受けられる、禁煙支援アプリ『アスキュア』も提供しています。

健康教室

「血管イキイキ・骨げんき教室」

被保険者・任意継続被保険者・被扶養者を対象に開催。血管年齢や骨密度の測定、当健保組合保健師による健康相談等を内容とした「血管イキイキ・骨げんき教室」を開催します。

前期高齢者健康教室等

前期高齢者を対象に、健康運動指導士による実践を交えた正しい姿勢や歩き方講座等、健康の保持増進のための健康教室を開催します。

メンタルヘルスカウンセリング

メンタルヘルスのカウンセリングセンターと契約し、被保険者・任意継続被保険者・被扶養者を対象に、臨床心理士の資格を有するカウンセラーとの電話および面接によるカウンセリングを提供しています。(はさみ込みのチラシ参照)
電話 0120-921203(相談料・通話料無料)

健康管理アプリ「グッピーヘルスケア」

ご自身の健康管理にお役立ていただけるスマホのアプリです。運動や食事、飲酒などさまざまな情報の閲覧だけでなく、ウォーキングの記録をつけられるなど、便利な機能が満載です。



スポーツクラブ・ルネサンス

■対象者

被保険者・任意継続被保険者・被扶養者
(15歳未満の利用はできません)

■利用可能施設

全国約210か所以上の施設をご利用いただけます
(<https://www.s-re.jp>)

■利用料金

1回1,650円からご利用いただけます(4月1日現在)

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム 利用券の配布

「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」を配布。この利用券により、東京ディズニーランド®・東京ディズニーシー®のパークチケットを、補助金額を差し引いた価格で購入できます。(次回は令和5年度分)

育児指導書の配布

■対象者

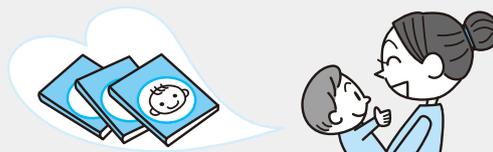
お子さんが誕生した被保険者および任意継続被保険者で希望する方

■申込方法

育児指導書配布申込書(お子さんが当健保組合の保険証を有さない場合は、出生届の写し(出産者氏名および出産日が確認できるもの)等を添えて)を、郵送にてお申込ください。

■お届け内容

月刊『赤ちゃんと!』/『お誕生号』(初回配布時のみ)
/『お医者さんにかかるまでに』(初回配布時のみ)/『歯が生える前から始めよう!乳歯ケア』(初回配布時のみ)
/『大事な大事な歯のはなし』(初回配布時のみ)



契約保養所・日帰りバスツアー

一般契約保養所

当健保組合が契約した全国の保養施設を利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

健康保険組合共同利用保養所

民間の宿泊施設に比べてお得な他の健保組合の保養所を利用できます。利用にあたっては、当健保組合が費用補助を行います。

JTB契約保養所

JTBが取り扱う国内の保養施設を利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

旅行会社「H.I.S.」読売旅行

「H.I.S.」「読売旅行」が取り扱う国内の保養施設を利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

インターネット契約保養所システム たびゲーター

国内の保養施設について、インターネット上で予約・支払いの手続きができます。利用にあたっては、当健保組合が費用補助を行います。

読売旅行 日帰りバスツアー

「読売旅行」が取り扱う日帰りバスツアーを利用した場合について、当健保組合が費用補助を行います。

詳細は当健保組合ホームページをご覧ください。



被扶養者向け事業

詳細はQRコードで確認できます。



特定健康診査 (特定健診)

■対象者

40歳～74歳の被扶養者・任意継続被保険者

■実施方法

対象者には、5月下旬に『特定健康診査受診券(セット券)』を送付予定。実施機関リストのなかから受診したい実施機関を選び、電話で直接予約をして受診してください。

■費用

無料(当健保組合が全額負担)



婦人生活習慣病予防健診

■対象者

61歳～74歳の女性被扶養者

■実施期間

春季：令和4年4月1日～令和4年7月31日

(申込を締切ました)

秋季：令和4年10月1日～令和5年1月31日

翌年春季：令和5年4月1日～令和5年7月31日(予定)

■申込方法

対象者に送付される健診案内に同封の受診申込書に、必要事項を記入して申込み。

■費用

1万円

被扶養者(男性)人間ドック

■対象者

61歳～73歳までの3歳刻みの年齢の男性被扶養者

年齢	生年月日
61歳	昭和36年4月1日～昭和37年3月31日
64歳	昭和33年4月1日～昭和34年3月31日
67歳	昭和30年4月1日～昭和31年3月31日
70歳	昭和27年4月1日～昭和28年3月31日
73歳	昭和24年4月1日～昭和25年3月31日

■実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

■申込方法

5月下旬に送付予定の『令和4年度人間ドック受診申込書』に同封の『人間ドック(D2コース)契約医療機関リスト』から医療機関を選び、直接予約。予約がとれたら、受診申込書に必要事項を記入して、原則として受診月の前月18日までに(7ページの表2参照)、当健保組合へ提出。

■費用

健診正規料金(税込)から、1人1回1万8,000円(上限)を控除した額

特定保健指導

■対象者

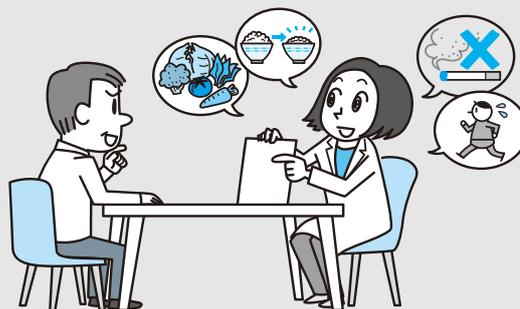
40歳～74歳の被扶養者

■実施方法

特定健診データをもとに特定保健指導対象者を抽出し、対象者宅へ『特定保健指導利用券』を送付。医療機関へ特定保健指導を申込み、面談を受けます。

■費用

無料(当健保組合が全額負担)



事業所向け事業

詳細はQRコードで確認できます。



健康教育事業補助金

被保険者の健康の保持増進に関する健康教育を実施した事業主（事業所）を対象に補助を行います。実施日の30日前までに当健保組合へ事前承認申請が必要です。

■補助金額

実施期間内20万円を限度に補助。（講師費用、教材費等。会場費、交通費等は除く）

健康教室

当健保組合主催

当健保組合が主体となって、被保険者等を対象として、生活習慣病予防やメンタルヘルスなどの健康教室等を開催する場合、当健保組合の保健師および管理栄養士を講師として派遣するとともに、開催に必要な教材等の費用を負担します。

事業主主催

事業主が主体となって、被保険者等を対象として、生活習慣病予防および健康相談の健康教室等を開催する場合、当健保組合の保健師および管理栄養士を講師として派遣するとともに、開催に必要な教材等の費用を負担します。

■実施期間

4月1日から翌年3月末日まで

メンタルヘルス対策事業補助金

厚生労働省の指針に基づいて行われる管理監督者に対するラインケア研修、または従業員（主に被保険者）に対するセルフケア研修を実施する事業主（事業所）を対象に補助を行います。実施日の30日前までに当健保組合へ事前承認申請が必要です。

■実施期間

4月1日から翌年3月末日まで

■補助金額

実施期間内20万円を限度に補助。（講師費用、教材費等。会場費、交通費等は除く）

重症化予防対策

生活習慣病等の重症化リスクが高い方に対し、手紙による受診勧奨や保健師による面談をすることで、適切な治療や生活習慣を改善するはたらきかけを行います。また、事業所における健診後事後措置のサポートを行います。

体育奨励事業補助金

事業所が主催する体力・健康づくりを目的とした各種大会等について、その費用の一部を補助します。実施日の30日前までに当健保組合へ事前承認申請が必要です。

■実施期間

4月1日から翌年3月末日まで

■補助金額

開催に要した総費用の3分の1を限度に補助。（各事業所への割当額以内）

健康経営

事業所（企業）が自ら健康課題をチェックし、課題をクリアしていくことで、社員の健康づくりに積極的に関わっていく取り組み。当健保組合がさまざまなサポートを行います。

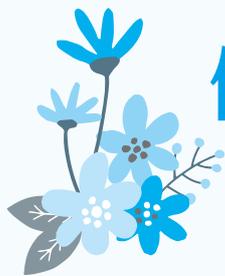
健康企業宣言

一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定される制度。（主催：健保連東京連合会など）

健康経営優良法人認定制度

一定の成果をあげた場合は「健康経営優良法人」として認定される制度。（主催：経済産業省など）

保険給付でみなさまの健康で豊かな暮らしのサポート



みなさまが仕事以外の原因で病気やけがをしたり、出産や亡くなられた場合、健保組合はさまざまな「保険給付」でバックアップしています。また、当健保組合で独自の給付も上乗せして、手厚いサポートを行っています。

種別	対象		概要
	被保険者	被扶養者	
■病気やけがをしたとき			
療養の給付	●	●	かかった医療費のうち原則7割が支給されます。
高額療養費	●	●	1ヵ月の医療費自己負担分が、所得に応じて定められた額を超えたとき、超えた分が支給されます。
訪問看護療養費	●	●	医師の指示により訪問看護・介護サービスを受けたとき、厚生労働省が定める基準額の7割が支給されます。
移送費	●	●	健保組合が認めた場合に限り、移送に要した実費が支給されます。
高額介護合算療養費	●	●	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合計額が、自己負担限度額を超えたとき、超えた額を医療にかかった比率に応じて支給されます。
療養費	●	●	医療機関で医療費をいったん全額を立て替え払いした（保険証が使えなかった場合など）あとで、健保組合に請求すれば、保険の範囲の費用が支給されます。
傷病手当金	●		病気やけがのため仕事を休み給料をもらえないとき、1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×3分の2相当額が最長で通算1年6ヵ月間支給されます。
入院時食事療養費・入院時生活療養費	●	●	入院時、1日3食を限度に、1食につき460円を超えた額が支給されます（入院時食事療養費）。65～74歳の高齢者が療養病床に入院時、1食につき460円・居住費370円を超えた額が支給されます（入院時生活療養費）。
保険外併用療養費	●	●	個室に入院したり高度な医療を受けるとき、保険外の部分を自己負担すれば、それ以外の検査や入院などの部分には健康保険が適用されます。
一部負担還元金・ 家族療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く）から3万5,000円を控除した額。
訪問看護療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	1ヵ月の自己負担額（高額療養費は除く）から3万5,000円を控除した額。
合算高額療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）から1件につき3万5,000円を控除した額。
■出産したとき			
出産手当金	●		出産のため仕事を休み給料をもらえないとき、1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×3分の2相当額が支給されます。
出産育児一時金	●	●	1児につき42万円が支給されます。
■死亡したとき			
埋葬料（費）	●	●	5万円が支給されます。
埋葬料付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	一律2万円が支給されます。



各種給付にあたっては、適用とまらない場合や条件などがありますので、詳細は必ず当健保組合ホームページをご覧ください。

デパート健保

検索



定期的に 歯科健診を 受けよう

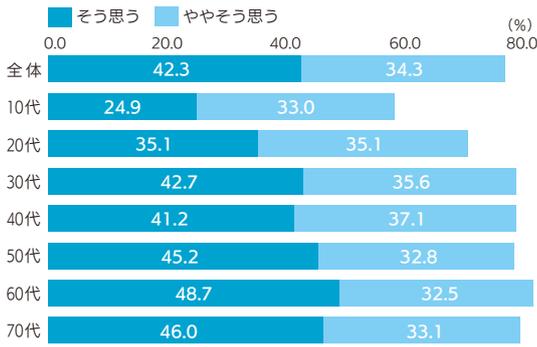
歯科健診を受けないと後悔するかも

歯・口の健康を損なうと、食事や会話のときだけでなく、体の健康にも大きな影響を及ぼします。いつまでも元気に過ごすためには、定期的に歯科健診を受け、歯・口の健康を守ることが重要です。

歯・口の健康が人生を豊かにする

公益社団法人日本歯科医師会が全国の15歳〜79歳の男女1万人を対象に2020年に行った調査では、約8割が「もっと早くから歯の健診や治療をしてあげよかったです」と後悔しています。

もっと早くから歯の健診・治療をしてあげよかったですか?



「歯科医療に関する一般生活者意識調査」
出典：日本歯科医師会

4人に3人が後悔しています



歯を失う原因の大半は、むし歯や歯周病によるものです。むし歯や歯周病の原因となるのは歯垢（プラーク）と呼ばれる細菌の塊で、その中にそれぞれの原因菌がいます。大人のむし歯は過去の治療で詰め物をした歯に再発するケースや、さまざまな要因で歯ぐきが下がり露出した歯の根元に発生するケースが多くなります。大人のむし歯や歯周病は自覚症状が出にくく、気づかないうちに進行します。歯・口の健康は、おいしく食べる、会話を楽しくするなど豊かな人生を送るための基礎となります。歯・口の健康を保つには、定期的に歯科健診を受け、むし歯や歯周病の予防、早期発見・早期治療をすることが大切です。



Relax Corner

本誌を読んでクイズにチャレンジ

問題 問題①〜④の問題をそれぞれ解いてお答えください

- ① 歯科事業では、当健保組合から〇〇〇〇〇〇〇〇を提供し、ご自身で歯のケアを実践いただきます。
- ② 団塊世代が後期高齢者に到達するために、高齢者の医療費が急増することを「〇〇〇〇〇〇〇」といいます。
- ③ 〇〇〇〇〇〇〇〇カウンセリングは、電話や面談で心の悩みや不安を無料で相談できるサービスです。
- ④ 健康企業宣言などの〇〇〇〇に取り組む事業所に対し、当健保組合がサポートを行います。

応募資格 当健保組合の被保険者、任意継続被保険者、被扶養者

応募方法 通常はがきのみにて受け付けます。クイズの解答を記入のうえ、郵便番号、住所、氏名、電話番号、保険証の記号・番号、勤務先の事業所名を明記し、ご応募ください。
※FAXでの応募はご遠慮ください。

応募先 〒103-0023
東京都中央区日本橋本町1-6-1 丸柏ビル9階
デパート健康保険組合「クイズ」係

締切日 令和4年5月10日(火)必着

賞品・当選者 正解された20名の方に図書カード(2,000円)をプレゼントします(正解者多数の場合は厳正な抽選を行います)。なお、発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。
当健保組合では、クイズ応募に際して収集した個人情報、クイズの抽選および賞品の発送の目的にのみ利用いたします。

269号の問題について

「デパートけんぼ」2022年1月号(269号)では、間違った箇所の数え方に相違が生じたため、ご応募いただいた解答をすべて正解とし(応募の不備があるものを除く)、その中から20名の方に賞品をお贈りさせていただきました。

i 被保険者資格等のご確認のお願い

適正な届出でお金のムダ使いを解消!

健康保険の資格記録が重複している被保険者等について、当健保組合では、随時、加入事業所宛に資格重複リスト等を送付して、該当被保険者の方々等にご確認をお願いしているところです。つきましては、お勤め先の事業所担当者様から、被保険者資格等の重複についてのご連絡がありましたら、下記を参考として、該当する手続きを行ってください。



1 当健保組合の被保険者であるにもかかわらず、他の健康保険でも被保険者資格等がある場合（不必要な保険料や高齢者医療制度への余計な負担が生じています）

- ① 被保険者資格が重複している他の健康保険が国民健康保険の場合は、国民健康保険の脱退（喪失）の手続きが必要となります。
- ② 被保険者資格が重複している他の健康保険が国民健康保険以外の場合は、同時に複数の適用事業所に勤めていることとなりますので、「健康保険・厚生年金保険 被保険者 所属選択・二以上事業所勤務届」で選択事業所・非選択事業所を選び、加入する健康保険を選択していただくこととなります。
この場合の保険料は、双方の報酬を合算した金額を標準報酬月額として算定し、健康保険料率は選択した事業所を管轄する健康保険のものが適用されます。また、被保険者証についても、選択事業所を管轄する健康保険発行のものだけとなります。
なお、当健保組合の加入事業所と異なる事業所についてすでに退職している場合は、資格喪失の手続きが必要となります。
- ③ 他の健康保険では被扶養者となっている場合は、他の健康保険に対し、被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。

2 当健保組合の被扶養者であるにもかかわらず、他の健康保険で被保険者資格等がある場合（高齢者医療制度への余計な負担が生じています）

- ① 他の健康保険で被保険者である場合は、当健保組合に被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。なお、他の健康保険の管轄する事業所を退職し、当健保組合の被扶養者になっている場合は、他の健康保険への資格喪失届の提出が必要となります。
- ② 他の健康保険でも被扶養者である場合は、現在の生計維持関係に応じて、被扶養者に該当しない他の健康保険に対して被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。

3 後期高齢者医療制度の被保険者であるにもかかわらず、当健保組合の被保険者または被扶養者となっている場合（不必要な保険料等が生じています）

75歳の誕生日以降は、必ず後期高齢者医療制度に加入することとなりますので、被保険者が該当するときは資格喪失届、被扶養者が該当するときは被扶養者異動届（削除）の提出が必要となります。

詳細については、当健保組合ホームページをご覧ください。



医療機関等からもらう「明細書」「領収書」を確認しましょう

みなさまが受診した際、医療機関や薬局から明細書、領収書が発行されていますが、それを確認・保管していますか？

明細書には、診療内容や薬剤名など医療費の計算の基礎となった項目が記載されています。これはみなさまが受けた治療の記録であり、今後の治療、医療費節減に役立つ情報でもあります。

明細書、領収書を確認・保管することのメリット

- どのような診療を受けたかがわかり、明細書を保管しておけば受診の記録になります
- 診療内容を把握することで、治療に対する患者の意識が高まり、医師と患者が一体となって治療に取り組めます
- どのような診療にいくらかかったのかを確認できるので、医療費のコスト意識につながります



ジェネリック医薬品の『お知らせ』を送付します

当健保組合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えることによって自己負担の軽減が見込まれる方を対象に、『ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ』（『お知らせ』）を発行しております。この『お知らせ』を、7月に対象者のご自宅あてに発送いたします。

ぜひ、これをご覧になり、切り替えをご検討ください。また、医療機関や薬局で『お知らせ』を提示し、相談されてみるのもいいでしょう。

なお、今回『お知らせ』を初めて受け取られる方には、『ジェネリック医薬品お願いカード』も同封しています。こちらのカードを診察券や処方せんと一緒に提出すると、スムーズに希望を伝えられます。『お願いカード』は当健保組合ホームページからダウンロードも可能です。

デパート健保共済会からのお知らせ

デパート健保共済会の割引の保険料にて、ご加入いただけます

がん保険・医療保険

- がんの心配に備えた「デパート健保共済会オリジナルがん保険」や、一般的な病気やケガに備えた「医療保険」をご案内しています。
- 健保の被保険者本人が契約者となることで、本人および2親等以内のご家族（配偶者・両親・兄弟・子・孫・祖父母）も集団料率の保険料でご契約いただけます。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に個別料率（月払）でご加入済みの方は、当共済会の集団料率に変更できます。

引受保険会社：アフラック

団体所得補償保険

- 就業不能時の収入の減少に備える「所得補償保険」をご案内しています。
- 加入は被保険者本人のみ、保険料は団体割引が適用されます。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険

保険に関するお問合せ先 インケア株式会社

フリーダイヤル
平日9時～17時
(携帯電話可)

0120-86-7711

事業概況

令和4年2月

事業所数	284事業所
被保険者数	男 53,732名 女 75,589名 計 129,321名
被扶養者数	48,449名
平均標準報酬月額	男 311,250円 女 188,914円 平均 239,744円
保険料調定額(介護含む)	3,520,661千円
保険給付費	2,219,071千円
法定給付費	2,208,319千円
付加給付費	10,752千円
保健事業費	83,883千円
納付金(介護含む)	1,744,823千円

公 告

事業所の削除

事業所名	所在地	削除年月日
株式会社大国屋	茨城県土浦市	令和4年2月28日
アークランドサカモト株式会社	新潟県三条市	令和4年3月1日
株式会社アークスタイル	新潟県三条市	令和4年3月1日

互選議員の退職

氏名	所属事業所	退職年月日
土子 行雄 氏	株式会社フレッセイ	令和4年1月31日

ますますたばこが吸いづらくなる社会環境…

今がたばこのやめどき！ 禁煙にチャレンジしませんか？



健康増進法とは？

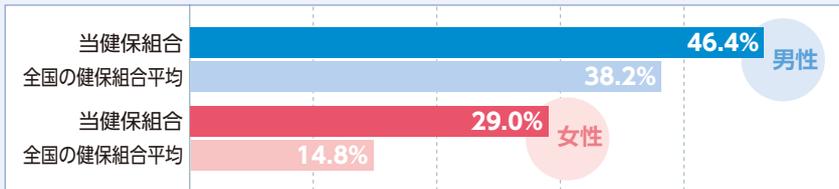
事務所や飲食店の屋内は原則禁煙、学校や病院の敷地内は原則禁煙、20歳未満の人の喫煙エリアへの立ち入り禁止などのルールが設けられ、違反者に対し罰則が設けられています。

健康増進法の改正が全面施行され、この4月で2年が経ちました。愛煙家にとっては、ますます肩身が狭い思いをしているのではないのでしょうか？ 喫煙は百害あって一利なし、と言われるように、自分だけでなく周囲の人々の健康にも悪影響を及ぼします。新しい年度がスタートしたこのタイミングで、禁煙に取り組んでみませんか？

禁煙をすすめる理由って…？

当健保組合は全国の健保組合に比べて、喫煙率がかなり高い傾向にあります。そのため、高血圧や脳卒中、心筋梗塞等の循環器疾患にかかってしまう人が多くみられます。たばこをやめれば、たばこ代がいらなくなったり、循環器疾患のリスクが下がったりする等、みなさまの将来にとってメリットが大きくなります。ぜひ、禁煙にチャレンジしてみてください。

■ 喫煙率 (2016年度、40代の場合)



■ 喫煙によって引き起こされる病気

- ・がん
- ・脳血管疾患
- ・動脈瘤
- ・動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- など

「禁煙に成功したい。もっと気軽に禁煙を始めたい!」という人はこちら

アスクア オンライン禁煙プログラム「ascure」

ascureは、アプリや医薬品を用いて禁煙にチャレンジし、カウンセラーによるていねいなサポートで禁煙成功率の高いプログラムです。

■ プログラムのポイント

1. 卒煙カウンセラーによるオンライン面談で、場所を選ばずに実施可能
2. 医師による開発アプリでサポート
3. 禁煙補助薬は自宅に配送

■ 参加条件

- ・当健保組合の被保険者・被扶養者で、禁煙を希望する方
- ・アプリを利用できること
動作環境：iOS10.0以上 (iPhone) / android5.0以上のスマートフォン

■ プログラムの参加方法

先着順ですので、申し込みは早めに！

1. アプリをスマートフォンにダウンロード
App storeまたはPlayストアで「ascure 卒煙」と検索、もしくは下記 QR コードからダウンロード
2. アプリの手順にしたがって、ユーザー登録を行う
3. アプリ内で面談を予約

招待コード：498908

※令和4年4月より左記のとおり招待コードが変わっています。

■ 参加費用

自己負担なし (費用54,000円相当)



問い合わせ先 デパート健保組合 TEL03-3279-5920